

条例等立案表

<p>題名</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を 改正する訓令</p>	<p>課(室)名</p> <p>学校政策課</p>
<p>提案理由</p> <p>徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校の再編統合による徳島県立つるぎ高等学校の設置に伴い、徳島県立美馬寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立つるぎ高等学校とする必要がある。</p>	<p>担当者名</p> <p>安崎輝彦</p> <p>電話番号</p> <p>三 一 二 〇</p>
<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立美馬寮の会計事務の処理を行う高等学校を、徳島県立つるぎ高等学校とすることとした。</p> <p>二 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規</p> <p>徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に 関する条例(昭和四十一年条例第二十七号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会</p> <p><input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程（昭和四十一年徳島県教育委員会訓令第二号）の
一部を次のように改める。

第三条第五号中「徳島県立貞光工業高等学校」を「徳島県立つるぎ高等学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(改正案)	(現行)
<p>(会計事務の処理)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ該当各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 徳島県立美馬寮 徳島県立つるぎ高等学校</p> <p>六 (略)</p>	<p>(会計事務の処理)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ該当各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 徳島県立美馬寮 徳島県立貞光工業高等学校</p> <p>六 (略)</p>

